

もしものために・・・

丹波篠山市認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の方が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で賠償するというものです。

例えば・・・

自転車で他人にケガをさせてしまった。



お店の陳列品を誤って落として壊してしまった。



トイレを詰まらせ階下へ漏水被害を与えた



保険料

自己負担なし

保険金額

上限 1 億円

対象者

(①～④の全てに該当)

- ① 丹波篠山市に住民票がある方
- ② 丹波篠山市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業の事前登録者（申請時に登録が可能です）
- ③ 在宅で生活されている方
- ④ 日常生活に支障をきたすような認知症状等があると確認できる方。

※介護保険の認定調査票又は主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」と確認できる方

【問合せ先】 丹波篠山市 保健福祉部 長寿福祉課 高齢支援係
TEL 079-552-5346 FAX 079-554-2332
E-mail chojufuku_div@city.sasayama.hyogo.jp

Q & A

Q 1 丹波篠山市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業ってどんな事業ですか？

認知症などの病気により、道に迷うなど行方不明になる可能性のある高齢者等の日常的な見守りを行うとともに、行方不明時には、警察だけでなく事業所等の協力機関や丹波篠山デカンショ防災ネット登録者に発見協力の依頼をすることにより、速やかに発見保護する仕組みです。

Q 2 「在宅で生活されている方」とは具体的にどのような基準ですか？

在宅で生活されている方で、次のア又はイに該当しない方です。

- ア 介護保険サービスにおける施設サービスを利用する方及び居住系サービスを利用する方
 - ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
 - ・認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護
- イ 病院・診療所又は社会福祉施設等に長期に入院又は入所しているなどアに準ずる方

Q 3 保険に加入するにはどうすればいいですか？

長寿福祉課へ認知症高齢者等個人賠償責任保険利用申請書を提出してください。

毎年3月頃に更新手続きが必要となります。

Q 4 補償の対象は？

例えば、

- ・被害者への治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料等
- ・財物の修理代等
- ・裁判になった時の訴訟費用等
- ・線路への立ち入り等で電車等を運行不能にさせてしまった際の遅延損害等

事故が起こった場合は、まずコールセンターにお電話ください。
(ご本人のお名前や生年月日等をお伝えください)

三井住友海上事故受付センター
フリーダイヤル（24時間365日受付）
0120-258-189